



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月11日火曜日 第349号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

|                             |                      |     |
|-----------------------------|----------------------|-----|
| 保安林の指定.....                 | (森林整備課) ...          | 870 |
| 落札者等の告示.....                | (港湾海岸課) ...          | 870 |
| 道路の供用開始(県道四国カルスト公園縦断線)..... | (中予地方局久万高原土木事務所) ... | 870 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1028号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所  
今治市吉海町田浦17の1（次の図に示す部分に限る。）、30、31の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉海町田浦30・31の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、17の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1029号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量   | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地              | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                                | 落札金額         | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日    |
|-------------------|--------------------------------------|-----------|---|--------------|---------------|----------|
| トランスファークレーン<br>3基 | 愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和4年8月15日 | 株式会社三井E&Sマシナリー関西支社<br>大阪府大阪市西区靱本町一丁目11番7号 | 543,950,000円 | 一般競争入札        | 令和4年7月1日 |

### ○愛媛県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始の区間                                     | 供用開始の日     |
|-------|-------------|---|------------|
| 県道    | 四国カルスト公園縦断線 | 上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106番地先から<br>同町西谷字横野8106番地先まで | 令和4年10月11日 |